

コミュニティ・スクールの推進について

平成 29 年 4 月の改正地教行法で、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを受け、本市においては本年度より本格的に取り組を始めた。平成 31 年度以降に、すべての小中学校においてコミュニティ・スクールを設置することを目指して、来年度さらに取り組を進めていく。

1 コミュニティ・スクール推進の考え方

(1) コミュニティ・スクールの意義

①「地域とともにある学校」への転換

「開かれた学校」から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む。

②「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築

地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく体制を一体的・総合的な体制として構築する。

③「学校を核とした地域づくり」の推進

学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る。

(2) 明石市の目指すところ

保護者、地域住民、子どもたち、そして教職員が相互に関わりながら、相乗効果的に人間的成長を促す「しくみ」がコミュニティ・スクールである。子どもに関わるすべての大人の主体的な教育参加・参画が当事者意識・自治意識の醸成となり、「学校づくり」「地域づくり」へと発展していく。「地域ぐるみで人を育てる」を教育理念とする明石市にとって、コミュニティ・スクールはまさに重要なツールとなりうる。

(3) 期待される効果について

- ・学校や子どもに対する地域の方々の理解が深まり、学校への支援体制が強化されたことによって、地域の人材や文化施設等、多様な教育資源を活用した教育活動が幅広く展開する。
- ・地域の方々と連携した様々な活動を通して、子どもたちの自己肯定感や地域への愛着が育まれる。
- ・学校と地域が情報を共有することで保護者や地域の学校に対する理解が深まる。また、学校への問い合わせが減ることで、教職員が本来の業務に専念できやすくなる。

2 平成 30 年度以降の取組

「明石市版コミュニティ・スクール」の推進

- ・すべての小学校区に設置されている「まちづくり協議会」と連携し、コミュニティ・スクールの取組を進める。
 - 安全・安心部会・・・登下校時の見守り、合同避難訓練
 - 環境部会・・・クリーン活動、収穫体験
 - 子ども・交流部会・・・地域学習、ゲストティーチャーの活用、補充学習
 - 地域福祉部会・・・地域合同行事（敬老会・地域の特性を活かした行事等）

(1) 平成 30 年度

- ・モデル校を 3 校（松が丘小学校・朝霧小学校・二見北小学校）に拡充し、さらに実践を進める。（国の「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」を活用）
- ・「明石市 CS 連絡協議会」を開催し、モデル校の取組の交流やすべての小中学校に拡充するうえでの課題等を協議する。
- ・モデル校の取組を冊子にまとめ、各学校に配布し、その趣旨・効果等を周知する。

(2) 平成 31 年度以降

- ・すべての小中学校において学校評議員制度に代わり学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクールの設置を目指す。